

青森県報

第四千二百八十一号

平成二十九年
三月三十一日
(金曜日)

目次

告 示

県立自然公園の区域の変更……………	(自然保護課) ……	一
県立自然公園に関する公園計画の変更……………	(同) ……	一
県立自然公園の特別地域の区域の変更……………	(同) ……	二
臨時の職業訓練の施行……………	(労政・能力 開発課) ……	三
基本測量の終了……………	(監理課) ……	五
公 告		
青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表……………	(障害福祉課) ……	六
第二種大規模小売店舗立地法特別区域の変更案の公告……………	(商工政策課) ……	六
除雪車トラックの交換に係る一般競争入札……………	(港湾空港課) ……	七
建設業者の許可の取消し……………	(東青地 域局) ……	九
出先機関		
土地改良事業の工事の完了……………	(東青地 域局) ……	九
土地改良区の定款変更の認可……………	(下北地 域局) ……	九
正 誤		
平成二十八年九月十四日定例告示中……………	(道 路 課) ……	九

告

示

青森県告示第二百三十七号

青森県立自然公園条例（昭和三十六年十月青森県条例第五十八号）第五条第一項の規定により赤石溪流暗門の滝県立自然公園の区域を次のとおり変更し、同公園の名称を「津軽白神県立自然公園」に改めるので、同条例第六条第二項において準用する同条例第五条第二項の規定により公示する。

なお、変更後の公園区域を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課 鱒ヶ沢町役場及び西目屋村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 拡張する公園の区域

中津軽郡西目屋村津軽白神湖（旧美山湖を除く。）の全部並びに大字居森平字寒沢、大字川原平字大川添、字福岡及び字宮元、大字砂子瀬字芦沢、字水上及び字宮元の各一部

二 削除する公園の区域

中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字水上の一部

三 変更後の区域図

省略

青森県告示第二百三十八号

青森県立自然公園条例（昭和三十六年十月青森県条例第五十八号）第八条第一項の規定により津軽白神県立自然公園に関する公園計画を変更したので、同条例第九条第二項において準用する同条例第八条第二項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

なお、変更後の公園計画の位置を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課、鱒ヶ沢町役場及び西目屋村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

公園計画

一 特別地域

1 第一種特別地域

西津軽郡鰯ヶ沢町内津軽森林計画区二千三十八林班、二千四十三林班、二千五十三林班から二千五十五林班まで及び二千六十二林班の各一部
中津軽郡西目屋村内津軽森林計画区百六十九林班から百七十三林班までの各一部

2 第二種特別地域

西津軽郡鰯ヶ沢町内津軽森林計画区二千三十六林班から二千四十三林班まで及び二千五十三林班から二千六十一林班までの各一部
西津軽郡鰯ヶ沢町大字種里町字大柳の一部

中津軽郡西目屋村内津軽森林計画区百六十二林班から百六十六林班まで、百六十九林班から百七十四林班まで、百八十林班及び百八十一林班の各一部
中津軽郡西目屋村津軽白神湖の全部及び大字川原平字大川添の一部

3 第三種特別地域

西津軽郡鰯ヶ沢町内津軽森林計画区二千三十八林班、二千四十二林班、二千四十三林班、二千五十三林班から二千五十六林班まで、二千六十一林班及び二千六十二林班の各一部
西津軽郡鰯ヶ沢町大字鬼袋町字大柳並びに大字種里町字有原及び字大柳の各一部

中津軽郡西目屋村内津軽森林計画区百六十五林班、百六十六林班、百六十九林班、百七十一林班、百七十四林班、百八十林班及び百八十一林班の各一部
中津軽郡西目屋村大字居森平字寒沢、大字川原平字大川添及び大字藤川字瀬ノ上の各一部

二 道路

施設の種類	位 置
車 道	起点 西津軽郡鰯ヶ沢町(赤沢・県立自然公園境界) 終点 西津軽郡鰯ヶ沢町(赤石大橋・県立自然公園境界)
歩 道	起点 中津軽郡西目屋村(居森平・県立自然公園境界) 終点 中津軽郡西目屋村(川原平・県立自然公園境界)
	起点 西津軽郡鰯ヶ沢町(くろくまの滝入口)

施設の種類	位 置
園 地	西津軽郡鰯ヶ沢町(種里城跡) 西津軽郡鰯ヶ沢町(くろくまの滝入口) 西津軽郡鰯ヶ沢町(青岩展望地) 中津軽郡西目屋村(暗門大橋) 中津軽郡西目屋村(津軽白神湖)
野 営 場	中津軽郡西目屋村(暗門大橋)

三 単独施設

施設の種類	位 置
園 地	西津軽郡鰯ヶ沢町(種里城跡) 西津軽郡鰯ヶ沢町(くろくまの滝入口) 西津軽郡鰯ヶ沢町(青岩展望地) 中津軽郡西目屋村(暗門大橋) 中津軽郡西目屋村(津軽白神湖)
野 営 場	中津軽郡西目屋村(暗門大橋)

四 公園計画図

省略

青森県告示第百二十九号

青森県立自然公園条例(昭和三十六年十月青森県条例第五十八号)第二十一条第一項の規定により津軽白神県立自然公園の特別地域の区域を次のとおり変更するので、同条第二項において準用する同条例第五条第二項の規定により公示する。

なお、変更後の特別地域の区域を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課、鰯ヶ沢町役場及び西目屋村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 拡張する特別地域の区域

中津軽郡西目屋村津軽白神湖(旧美山湖を除く。)の全部及び大字川原平字大川添の一部

二 削除する特別地域の区域

三 変更後の区域図
 中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字水上及び大字川原平字大川添の各一部
 省略

青森県告示第二百四十号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、平成二十九年度に開始する臨時の職業訓練を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県立 青森高等 技術専門 校									臨時の職 業訓練を 実施する 能力開発 校の名称	職業訓練 の種類 職業訓練 課程・短 期課程	対象者	訓練科	訓練 期間	定数	授業料
公共職業 安定所長 の受講指 示、又は 推薦又は 支援指し を受けた 者												パソコン基礎科（育 児等） パソコン基礎科 パソコン事務科 医療事務科 簿記・企業会計科 簿記基礎科 Webプログラミン g科 パソコン事務・We b科 販売士養成科	三月 四月 六月 四月 六月 三月 三月 三月 三月 三月 三月	二〇人 二〇人 二〇人 x二〇回 x二〇回 x二〇回 x二〇回 x二〇回 x二〇回 x二〇回 x二〇回 x二〇回	

青森県立
弘前高等
技術専門
校

介護実務者研修科	六月	二〇人	x三回
ファイナンシャルプ ランナー養成科	六月	二〇人	
S 販売士養成実践科D	四月	二〇人	
介護職員初任者研修 実践科DS	四月	二〇人	
ガイディング（園芸 科）	六月	二〇人	
IT実務科（パソコ ン実務科）	六月	二〇人	
医療事務・医師事務 作業補助科	三月	二〇人	
医療事務科	三月	x二〇回	
総務・OAメンテナ ンス科	五月	二〇人	
調剤薬局事務科	三月	二〇人	
パソコン経理科	三月	x二〇回	
簿記会計科	五月	x二〇回	
パソコン基礎科	三月	二〇人	
パソコン基礎科（育 児等）	四月	二〇人	
宅建・FP養成科	五月	二〇人	
IT・介護職員初任 者研修科	四月	二〇人	
介護実務者研修科	六月	x二〇回	
FP・簿記養成科	六月	二〇人	

青森県立 八戸工業 学院	青森県立 弘前高等 技術専門 校
--------------------	---------------------------

メカトロニクス科	電気工事科	電気工事科	配管科	配管科	機械加工科	自動車整備科	配管科	配管科	配管科	配管科	造園科	木造建築科	木造建築科	木造建築科	自動車整備科	OA事務科
時二 間	時一 間五	時一 間八	時三 間〇	時一 間五	時一 間五	時一 間二	時一 間五	時一 間五	時三 間〇	時一 間五	時一 間二	時一 間五	時一 間二	時一 間五	時一 間二	時一 間二
×一 五人 回	×一 五人 回	三〇 人	二〇 人	一五 人	一〇 人	一〇 人	一五 人	二〇 人	一〇 人	一〇 人	一〇 人	一〇 人	一〇 人	一五 人	二〇 人	×二 〇人 回
千 円	円千 三百	円千 六百	百円 二千八	円千 三百	円千 三百	千 円	円千 三百	円千 三百	百円 二千八	円千 三百	千 円	円千 三百	千 円	円千 三百	千 円	千 円

青森県告示第二百四十一号
 国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法
 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第三項の規定により公示する。
 平成二十九年三月三十一日
 青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類
 基本測量(一等磁気測量)

二 作業期間
 平成二十八年五月九日から平成二十九年三月三日まで

青森県立 八戸工業 学院	青森県立 弘前高等 技術専門 校	青森県立 弘前高等 技術専門 校	青森県立 弘前高等 技術専門 校	青森県立 弘前高等 技術専門 校	青森県立 弘前高等 技術専門 校	青森県立 弘前高等 技術専門 校	青森県立 弘前高等 技術専門 校	青森県立 弘前高等 技術専門 校	青森県立 弘前高等 技術専門 校	青森県立 弘前高等 技術専門 校
普通職業 訓練課程・普 通課程					公共職業 安定所長 の受講指 示、又は 推薦、支 援を受けた 者を指す					
介護福祉士養成科	保育科	生活福祉学科/介護 福祉専攻	保育士養成科	介護福祉士養成科	配管科	配管科	配管科	配管科	配管科	配管科
二年	二年	二年	二年	二年	時一 間五	時一 間四	時一 間四	時一 間四	時二 間一	時一 間五
一五 五人	一〇 人	三〇 人	一五 五人	二〇 人	一〇 人	二〇 人	×三 〇人 回	一五 人	×一 五人 回	一五 人
					円千 三百	円千 二百	円千 二百	円千 九百	円千 三百	円千 三百

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

平成二十九年三月三十一日から同年四月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

三 意見書の提出

この公告に係る第一種大規模小売店舗立地法特例区域の変更新案について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年四月十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

除雪車トラックの交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品(以下「交換物品」という。)と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

除雪トラック(十トン級、六×六) 二台

2 一連の調達契約に関する事項

(一) 今後調達が予定される物品等の名称、数量

(1) プラウ付トラクタ(除雪幅六・二メートル)交換 一台

(2) 被けん引スノーパー除雪車(掃雪幅五・五メートル)交換 一台

(二) 右に係る入札の公告の予定時期 平成二十九年八月頃

二 納入期限

平成三十年一月十九日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成二十九年二月十日青森県告示第八十六号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 交換物品又はこれと同等の類似品について納入実績等があることを証明した者であること。

6 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)

により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十九年四月二十一日までに青森県県土整備部港湾空港課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県県土整備部港湾空港課港政グループ

電話 〇一七 七三四 九六七三

4 提出部数 二部

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県県土整備部港湾空港課港政グループ

電話 〇一七 七三四 九六七三

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十九年五月十一日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟三階B会議室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和二十九年三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、交換物品に要求する性能等が満たされると判断

された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Two (2) Snow Removal Trucks

(Operating Weight: 10t class,

6×6 Drive)

(exchange purchase)

2 Time limit for tender:

21 April, 2016 (Please refer to a bid

Manual in time.)

3 Contact Point for the notice: Ports, Harbors and Airports Division Department of Land and Infrastructure Aomori Prefectural Government 1-1-1 Nagashima Aomori City, Aomori 030-8570 JAPAN TEL 017-734-9673

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 空間工房キュービック・フォー有限公司
二 代表者の氏名 佐々木尚人
三 主たる営業所の所在地 青森市港町二丁目一三の一三
四 許可番号 青森県知事許可(般 二五)第一〇〇二〇一号
五 取消年月日 平成二十九年三月十日
六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実 平成二十九年三月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年三月二十九日

東青地域県民局長 石 川 浩 明

Table with 3 columns: 土地改良事業の名称, 事業を行う者, 工事完了年月日. Row 1: 二八年災農業用施設災害復旧事業 一〇一, 奥内土地改良区, 平成二六・三・一五

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、川内町土地改良区の定款の変更を平成二十九年三月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十九年三月三十一日

下北地域県民局長 神 重 則

正 誤

道 路 課

正

Table with 6 columns: 発行年月日, 区分番号, ページ, 行, 誤, 正

平成 二 九 九 号		
告 示		
第 五 九 八 号		
二		一
全		
表 中		
三 七 一 一 メ ー ト ル か ら ま で	三 七 一 一 メ ー ト ル か ら ま で	四 一 二 〇 メ ー ト ル か ら ま で
四 八 一 三 〇 メ ー ト ル か ら ま で	六 七 一 〇 〇 メ ー ト ル か ら ま で	四 一 二 〇 〇 メ ー ト ル か ら ま で

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭